

福井市監査告示第14号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年10月10日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	滝	波	秀	樹
福井市監査委員	伊	藤	洋	一
福井市監査委員	水	島	秀	晃

1 監査種別

定期監査

2 監査対象

(1) 総務部

文書法制課（公平委員会）、秘書課

未来づくり推進局

まち未来創造課、美山総合支所、越廼総合支所、清水総合支所

(2) 財政部

税務事務所

市民税課（固定資産評審査委員会）、資産税課、納税課（債権管理室）

3 監査範囲

平成30年度及び令和元年度（平成31年4月から令和元年7月末まで）執行の財務事務

4 監査実施期間

令和元年8月6日から同年10月9日まで

5 監査結果

今回の監査は、執行された事務が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて実施した。その結果、監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。

( 指摘事項 )

清水総合支所の敷地内において民間会社が設置する電柱に対して、福井市財務会計規則に定める行政財産の使用許可に係る手続がなされていない事例が見受けられた。

今後は、支所敷地内に設置されている電柱等の行政財産の使用状況を把握し、同規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

【総務部未来づくり推進局清水総合支所】